

植物検疫 ってなあに？

～日本の農業と緑を守るために～

期間 令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)8時30分～17時
(土・日、祝日を除きます。初日は13時から、最終日は正午までとなります。)

場所 近畿農政局1階「消費者の部屋」展示コーナー
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
地下鉄「丸太町」駅下車 徒歩約15分(京都府庁西隣り)



植物防疫所は病害虫の被害から日本の農業を守っています。

今回の「消費者の部屋」展示では、
植物検疫の役割や海外から植物を持ち帰る際の注意点について、
パネルとパンフレット、そして害虫標本の展示により、ご紹介します。

○お問合せ先

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 電話：075-414-9771（直通）
神戸植物防疫所 調整指導官 電話：078-331-2387（直通）

植物検疫ってなあに？

～日本の農業と緑を守るために～



植物防疫所
公式キャラクター
「ぴーきゅん」[®]

展示期間

令和7年7月1日(火)

～7月31日(木)

展示場所

近畿農政局庁舎 1階

「消費者の部屋」展示コーナー

※ 詳しくは近畿農政局ホームページをご覧下さい。

● 検疫とは ●

海外からの伝染病や病害虫の侵入を防ぐために「検疫」が行われています。

日本では、「人体に有害な感染症」(検疫法)、「家畜類に有害な伝染性疾病」(家畜伝染病予防法)、「魚類等水産動物に有害な伝染性疾病」(水産資源保護法)及び「植物類に有害な病害虫」(植物防疫法)に対して『検疫』が実施されています。また、「食品衛生」という観点からは「人間が飲食して害のある物質」の『輸入食品監視』が行われています。



*輸出または営業に使用するものが対象です。

● 植物検疫とは ●

植物検疫は農作物や森林などの緑に重大な被害をもたらす病害虫の侵入・まん延を防いでいます。



病害虫が侵入・まん延すると農作物に深刻な被害を与えます。

植物の病害虫が新たな地域に侵入すると、思いもよらぬ大きな被害を与えることがあります。このため日本をはじめ多くの国が植物検疫を行い、自国への病害虫の侵入・まん延を防いでいます。



郵便物



船積み貨物

コンテナ貨物

航空貨物

携帯品

● 植物検疫の歴史 ●

世界の農作物は国外からの病害虫によって、大きな被害を受けてきました。

植物の病害虫が新天地に侵入すると、農作物や緑に思いもよらない大きな被害を与えることがあります。また、一度侵入した病害虫の根絶が難しいことも歴史が物語っています。

一国の人ロを半減させたジャガイモ疫病

18世紀半ばに北米からヨーロッパに持ち込まれたジャガイモから疫病が広がり、ジャガイモの生産は壊滅的な被害を受けました。

アイルランドは主にジャガイモを主食として食べていただけ、深刻な食糧難となり、病気と飢餓のために80万人から100万人が亡くなりました。その後10年間でアメリカ、イギリス及びカナダなどへ200万人以上移住したといわれ、人口は半減しました。



フランスの食卓からワインを消した害虫

ワインの生産国フランスでは、ブドウうどんこ病が広がり、ブドウの生産量が大きく減少したため、18世紀半ばに、アメリカからうどんこ病に強いブドウの苗を輸入しました。その際にブドウ苗木に付着したブドウネアブラムシがフランスに侵入し、10年足らずの間にフランス全土にまん延しました。

新しい害虫に襲われたフランスのブドウ園は甚大な被害を受けて、当時のワイン生産量は30%程度に減少したと言われています。その被害を知った隣国のドイツが1872年に「ブドウ害虫予防令」を公布して繁殖用ブドウ苗の輸入を禁止しました。これが植物検疫の始まりと言われています。



● 植物防疫所の仕事 ●

輸入 植物検疫

海外からの病害虫の侵入を防ぐために輸入検疫を行っています。



輸出 植物検疫

日本の農産物を輸出するために輸出相手国の要求に応じた検疫を行っています。



国内 植物検疫

国内で病害虫のまん延を防止するためにさまざまな対策を行っています。



指定種苗検疫

ジャガイモはイモを植えて生産されます。もしも、親イモが病気の場合、生産される子イモにも引き継がれてしまい、生育不良、減収などの影響が出てきます。

このため、病気や害虫の検査に合格しないと親イモ(種苗)として移動や販売ができません。

植物等の移動規制

南西諸島(沖縄・奄美・トカラ)、小笠原諸島には国内の他の地域に発生していない重要な病害虫が発生しているため、これらの地域から対象病害虫及びその病害虫の寄主となる植物(サツマイモなど)の移動を制限しています。

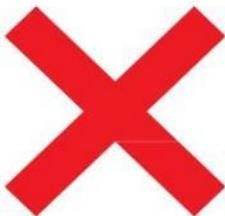
侵入警戒調査

万が一重要な病害虫が日本に侵入してしまった場合に早期に防除ができるよう、全国の主要な海空港などで誘引剤を入れたトラップを設置し、調査を実施しています。

● 輸入植物検疫 ●

輸入禁止品

果物の多くや野菜、苗など、日本への持ち込みが禁止されている品目があります。



- 万一日本に侵入した場合、農作物や縁に大きな被害を及ぼす危険性が高く、輸入時の検査で発見が困難な病害虫の寄主植物を輸入禁止対象としています。
- また、多くの病害虫が潜伏している土や土の付着した植物、植物に有害な生きた病害虫そのものも輸入禁止対象です。



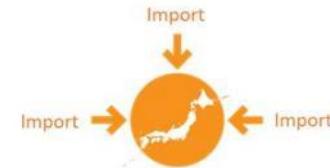
輸入検査品



- 輸入検査品の植物を日本へ持ち込むには、輸出国政府機関で検査を受け、発行された検査証明書を添付して輸入することが必要です。
- 輸入検査を受けて合格すれば、国内に持ち込むことができます。

● 輸入植物検疫 ●

病害虫の寄生や分布が異なるため植物の種類や生産国(経由国)によって検疫対応が異なります。



✗ 持ち込めません

	ブドウ	リンゴ	カンキツ類	マンゴウ	アスパラガス
アメリカ合衆国(本土)					

アメリカ合衆国
(本土)

アメリカ合衆国
(ハワイ諸島)

韓国

タイ

イタリア

コドリンガ 火傷病					
チュウカイミジバエ ミカンコミシエ種群					

*一部地域、種に
上り検疫措置必要

*一部地域、
検疫措置必要

チュウカイミジバエ ミカンコミシエ種群					
チュウカイミジバエ ミカンコミシエ種群 (種によりウリバエ)					

チュウカイミジバエ ミカンコミシエ種群 (種によりウリバエ)					
ウリミジバエ					

火傷病					

ミカンコミシエ種群					
ウリミジバエ					

ミカンコミシエ種群 (種によりウリバエ)					
ウリミジバエ					

チュウカイミジバエ コドリンガ 火傷病					

※植物を輸入の際、検疫条件が不明の場合は、植物防護所のホームページまたは植物防護所にご照会ください。

● 輸出植物検疫 ●

病害虫の国際的なまん延を防ぐため、輸出国相手国の要求に応じた検疫を行っています。

●生育期間中の検査が要求される植物は、栽培場所でも検査を行います(栽培地検査)。

●品質維持や物流効率化に応じて、植物防疫所や海空港のほか、選果場や市場などの集荷地でも検査を行っています(集荷地検査)。



輸出検疫カウンター(関西国際空港)



米国向けカキの集荷地検査(和歌山県)



ベトナム向けナシの栽培地検査(徳島県)



EU向け草本苗の栽培地検査(滋賀県)



EU向けユズの集荷地検査(高知県)

● 国内検疫 ●

沖縄方面などから持ち出せない植物があります。



旅行ではおみやげにご注意ください。

サツマイモのなかま



サツマイモ(紅イモ)



エンサイ(ウンチーバー)



アサガオ



アリモドキゾウムシ



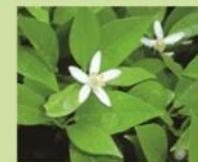
イモゾウムシ

アリモドキゾウムシやイモゾウムシはサツマイモの害虫で、沖縄、奄美、小笠原など日本的一部分に発生しています。

ミカンのなかまの苗木



シークヮーサー



タンカン



ゲッキツ



カンキツグリーニング病(左) 発生しています。



ミカンキジラミ

○ 【令和7年7月1日(火)～7月31日(木)

近畿農政局 1階「消費者の部屋」

での展示の様子】

